

新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関の接種回数の増加を図る取組を実施した場合、予算の範囲内において支援金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによるものとする。

（支給の対象）

第2条 この支援金は、次の取組を支給の対象とする。

令和4年4月1日医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関が実施する新型コロナウイルスワクチン接種の取組

（支給額）

第3条 支給額は、別表1の第1欄に定める区分の第3欄に定める対象期間ごとに、第2欄に定める基準額により算出された額の合計額とする。

（支給の申請）

第4条 支援金の支給を申請する医療機関は、別表1の第3欄に定める各対象期間満了日より31日を経過した日までに、別記第1号様式に、次の各号に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

- （1）新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式2）
- （2）個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式3）

（支給の決定通知）

第5条 知事は、支援金の支給の決定をしたときは、別に定める決定通知書により、申請書を提出した医療機関に対し、通知するものとする。

（支援金の支給）

第6条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第4条に規定する支援金を支給するものとする。

（支援金の返還）

第7条 知事は、支援金を受けた医療機関が、偽りその他不正な行為によって支援金の支給を受けたと認められるときは、当該医療機関に対して支給額の全額または一部を返還させるものとする。

(指導監督)

第8条 知事は、この支援金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、医療機関に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 知事は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年5月9日に遡及して適用する。
- この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年8月1日に遡及して適用する。
- この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年12月1日に遡及して適用する。
- この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。
- この要綱は、令和4年7月13日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。
- この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年10月1日に遡及して適用する。

別表 1

1 区分	2 基準額	3 対象期間						
診療所における取組	<p>対象期間ごとに、次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 週 100 回以上の接種を 4 週間以上行った場合 2,000 円×知事が認めた接種回数</p> <p>(2) 週 150 回以上の接種を 4 週間以上行った場合 3,000 円×知事が認めた接種回数</p> <p>(3) 50 回以上/日の接種を行った場合 100,000 円(定額)×知事が認めた接種日数</p> <p>※同一の週を(1)及び(2)として重複しない。 ※(3)は(1)及び(2)の要件に満たさない週に属する日に限る。 ※令和 4 年 10 月以降においては、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。</p>	<p>①令和 4 年 4 月及び 5 月</p> <p>②令和 4 年 6 月及び 7 月</p> <p>③令和 4 年 8 月及び 9 月</p> <p>④令和 4 年 10 月及び 11 月</p> <p>⑤令和 4 年 12 月及び令和 5 年 1 月</p> <p>⑥令和 5 年 2 月及び 3 月</p>						
病院における取組	<p>対象期間ごとに、次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 令和 4 年 11 月までに 50 回以上/日の接種を行った場合 100,000 円(定額)×知事が認めた接種日数 なお、令和 4 年 10 月以降においては、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>(2) 特別な接種体制を確保し、50 回以上/日の接種を週 1 日以上達成する週が 4 週間以上あった場合</p> <table border="1" data-bbox="475 1563 1123 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1563 647 1615">対象</th> <th data-bbox="647 1563 1123 1615">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1615 647 1711">医師</td> <td data-bbox="647 1615 1123 1711">1 人 1 時間当たり 7,550 円×知事が認めた時間数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1711 647 1809">看護師等</td> <td data-bbox="647 1711 1123 1809">1 人 1 時間あたり 2,760 円×知事が認めた時間数</td> </tr> </tbody> </table>	対象	基準額	医師	1 人 1 時間当たり 7,550 円×知事が認めた時間数	看護師等	1 人 1 時間あたり 2,760 円×知事が認めた時間数	<p>①令和 4 年 4 月及び 5 月</p> <p>②令和 4 年 6 月及び 7 月</p> <p>③令和 4 年 8 月及び 9 月</p> <p>④令和 4 年 10 月及び 11 月</p> <p>⑤令和 4 年 12 月及び令和 5 年 1 月</p> <p>⑥令和 5 年 2 月及び 3 月</p>
対象	基準額							
医師	1 人 1 時間当たり 7,550 円×知事が認めた時間数							
看護師等	1 人 1 時間あたり 2,760 円×知事が認めた時間数							